

2022年4月12日



上場会社名 株式会社 ケーヨー
代表者名 代表取締役社長 醍醐 茂夫
(コード番号 8168 東証プライム)
問い合わせ先 常務取締役管理本部長 寺田 健次郎
TEL 043-255-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年5月24日開催予定の第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
第15条～第36条 (条文省略)	第16条～第37条 (現行どおり)

(新設)	<u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022年5月24日(火)
定款変更の効力発生日 (予定)	2022年5月24日(火)

以 上